

# 産業雇用安定助成金について

(広島労働局職業安定部職業対策課)

## 産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

### 概要

(令和4年12月から産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)に名称変更)

(令和4年12月末時点)

○産業雇用安定助成金の出向計画届受理件数は90件(21件)  
(制度創設の令和3年2月5日から令和4年12月末時点まで)

出向元事業所数: 31社(10社)  
出向先事業所数: 58社(13社)  
出向労働者数: 302人(55人)となっている。

※( )内は独立性が認められない事業主間で行う出向。

### 計画届受理状況

出向元事業所数	出向先事業所数	出向労働者数
31社	58社	302人

※出向労働者数は、出向期間延長及び取下げを除く。

### 企業規模別

○企業規模別に見ると、大企業⇒大企業160人(53.0%)、  
以下、中小企業⇒中小企業127人(42.1%)、  
大企業⇒中小企業8人(2.6%)、  
中小企業⇒大企業7人(2.3%)となっている。

### 企業規模別(人)

	出向元	大企業	中小企業
出向先			
大企業		160	7
中小企業		8	127

# 産業別

○産業別に見ると、  
出向元の最多は製造業（143人）、  
出向先の最多も製造業（153人）、  
**異業種への割合は約48%**（144人）  
となっている。

出向元 \ 出向先		A	D	E	F	G	H	I	K	L	M	N	O	P	R	(人)
		農業・林業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	不動産業・物品賃貸業	学術研究・専門・技術サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス・娯楽業	教育・学習支援	医療・福祉	サービス業（他に分類されるものを除く）	合計
A	農業・林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
E	製造業	5	0	139	0	0	0	1	0	2	2	4	0	0	0	153
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
G	情報通信業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
H	運輸業・郵便業	0	0	0	0	0	0	33	0	6	0	0	0	0	0	41
I	卸売業・小売業	0	0	2	0	0	40	0	0	8	0	0	0	0	0	57
K	不動産業・物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7
L	学術研究・専門・技術サービス業	0	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6
M	宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	9
N	生活関連サービス・娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
O	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
P	医療・福祉	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	4
R	サービス業（他に分類されないもの）	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	5	0	0	0	11
合計		5	0	143	0	2	58	45	0	8	21	18	0	1	1	

※令和4年12月末時点（出向労働者数は、出向期間延長及び取下げを除く。）

## 産業雇用安定助成金 出向計画受理状況（全国）

（令和3年2月5日（制度創設日）～令和4年12月30日実績）※速報値

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで17,290人。
- 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の8,284人（47.9%）、以下、大⇒大3,760人（21.7%）、中小⇒大2,950人（17.1%）、大⇒中小2,163人（12.5%）
- 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業（7,069人）、出向先の最多はサービス業（他に分類されないもの）（4,170人）、出向成立の最多は運輸業・郵便業⇒サービス業（他に分類されないもの）（1,852人）、**異業種への出向割合は61.7%**

計画届受理状況		
出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
17,290人(3,398人)	1,687所(529所)	2,645所(582所)

企業規模別		
出向先	大企業	中小企業
大企業	3,760(109)	2,950(174)
中小企業	2,163(234)	8,284(2,881)
官公庁	62	71

※R4.12月は12月30日時点の実績

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2'	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	1,852	1,866
R3'	2,728	1,177	1,704	1,206	665	975	640	585	597	497	658	1,143	12,575
R4'	555	302	285	260	214	335	268	320	310				2,849

業種別		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	合計
出向先	出向元	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	学術研究・専門・技術サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されるものを除く）	分類不能の産業	
	A	農業・林業	6	0	0	5	15	0	1	69	4	0	0	2	13	2	0	0	0	0	0	0
B	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
D	建設業	0	0	3	186	13	0	3	46	47	0	6	4	44	76	0	0	0	0	5	0	433
E	製造業	1	0	1	10	1,734	0	5	516	157	4	0	10	181	53	3	7	0	73	0	0	2,755
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	1	0	0	12	4	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	21
G	情報通信業	0	0	0	3	16	0	218	187	44	0	1	22	16	115	1	2	0	42	0	0	667
H	運輸業・郵便業	0	0	2	0	116	0	4	1,720	11	0	3	14	96	31	16	0	0	29	0	0	2,042
I	卸売業・小売業	2	0	0	14	122	4	51	975	439	0	9	61	225	434	6	1	0	147	0	0	2,490
J	金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	228	7	0	0	13	4	32	0	0	0	1	0	0	285
K	不動産業・物品賃貸業	0	0	0	15	3	0	5	77	18	1	85	8	222	18	10	0	10	21	0	0	493
L	学術研究・専門・技術サービス業	2	0	0	4	22	0	68	304	36	2	2	75	58	104	6	4	1	51	0	0	739
M	宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	23	22	0	13	221	58	0	7	653	97	0	0	0	0	14	0	0	1,115
N	生活関連サービス・娯楽業	1	0	0	0	5	0	32	282	30	0	12	6	43	258	0	7	0	22	0	0	698
O	教育・学習支援業	0	0	0	2	4	1	115	9	0	3	6	48	23	25	31	0	3	0	0	0	270
P	医療・福祉	0	0	0	5	13	0	19	237	29	0	12	7	89	105	5	106	1	31	0	0	659
Q	複合サービス事業	0	0	0	0	5	0	0	151	1	0	0	0	18	0	0	1	5	17	0	0	198
R	サービス業（他に分類されないもの）	0	0	0	13	56	0	26	1,852	343	3	22	60	221	438	5	18	3	1,110	0	0	4,170
S	公務（他に分類されるものを除く）	0	0	0	0	0	0	0	77	9	0	0	0	12	33	0	0	0	3	0	0	134
T	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		13	0	6	280	2,145	8	446	7,069	1,246	10	163	295	1,943	1,822	77	177	20	1,570	0	0	17,290

## 在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

**助成対象となる「出向」とは？** 以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

**助成の内容** 対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ <sup>1</sup> のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ <sup>2</sup> / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

### 助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**



助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

ロ：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = 2,400円

## 受給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との <b>契約</b> ※1 労働組合などとの <b>協定</b> 出向予定者の <b>同意</b>
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の <b>確認</b> ※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇）※3
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

## 「在籍型出向」の活用事例

### 製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。  
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



### 産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。  
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

### 温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



### ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

### 日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



### 耕種農業（出向先）

水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

## 申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。  
ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。  
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

### 【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

# (公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース(在籍型出向)のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

## おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、全国の労働者の受入れを希望している事業所(出向受入情報※)の業務の内容を見ることができます。  
※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます  
※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。
- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。  
センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！  
※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

受入情報の検索はこちら→



## お問い合わせ先

産業雇用安定センターHPはこちら→



## マッチング支援の流れ

